

久留米工業高等専門学校における学業成績の評価並びに単位の
認定及び及落に関する規程

(平成18年2月2日制定)

第1章 総論

(目的)

第1条 この規程は、久留米工業高等専門学校学則第14条第2項の規定に基づき、学業成績評価及び学年課程の修了又は卒業の認定等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 受講及び履修

第2条 当該学年の受講及び履修は、学則第13条に定める教育課程表(以下「教育課程表」という)に基づき必修科目及び選択科目を受講履修する。

2 選択科目の受講については、予め校長に選択科目履修届を提出し受講するものとする。

3 各科目とも開講時数の5分の4以上出席した者は、履修と認める。ただし、授業担当教員が履修上、特別の事情があると判断した場合は履修を認めないことができる。

4 遅刻及び早退は3回をもって欠課1回とする。

第3条 授業に遅刻、早退又は欠席した(する)者で、公欠と認めた者については、受講と認める。公欠と認める事由については、別に定める。

第4条 前条の規定により授業に遅刻、早退又は欠席した場合は、補講を受けることができる。

第3章 試験

第5条 試験は、定期試験によるものの他随時に行うことができる。

第6条 定期試験は、前期中間試験、前期末試験、後期中間試験及び後期末試験とする。

第7条 定期試験は、該当科目の授業計画書(以下「シラバス」という。)に従って実施するものとする。

第8条 第3条により公欠と認められた者または公欠事由に定めのない病気もしくは負傷により定期試験を受験することができなかつた者で、本人の願い出により校長が認めた場合は追試験を受けることができる。

2 病気又は負傷を理由に追試験の願い出を提出する場合は、原則として医師の診断書を添付するものとする。

第9条 第3条による公欠に基づく追試験の成績は、100%を限度とする。

2 公欠事由に定めのない病気もしくは負傷による追試験の成績は、80%を限度とする。

第10条 追試験の願い出は、別に定める様式とする。

第11条 試験中不正行為を行った者の当該試験期間中の試験成績は0点とし、不正行為後の当該試験期間中の受験は認めないものとする。なお、第8条の適用は認めない。

2 前項以外の理由で停学を受け、試験を受けられなかった者の停学期間中の試験成績は0点とする。

第4章 成績の評価

第12条 第2条の規定により履修と認められた者の成績は、該当科目のシラバスに従って実施し、100点法で行うものとする。

第12条の2 成績が60点未満の科目については、科目担当教員の判断により再試験を実施することができる。

2 再試験による成績は、60点を限度とする。

第13条 学年末成績順位は、必修科目の単位加重平均により算出する。

第14条 成績の評価は、学年末成績の評価を基に次の5段階（S、A、B、C、D）とする。

S 90点以上

A 89点以下80点以上

B 79点以下70点以上

C 69点以下60点以上

D 59点以下

第15条 学年末成績の評価及び出欠について、異議を申し立てることができる。

2 その他事項は別に定めるものとする。

第5章 単位の修得

第16条 学年末成績が60点以上の科目について、当該科目担当教員が単位の修得を認める。

第6章 学年課程の修了

第17条 学年課程の修了は、次の各号の全てに該当する者に対し、及落査定会議又は卒業査定会議の議を経て校長が当該学年課程の修了を認める。

(1) 学則における当該学年の当該年度に修得すべき単位を全て修得した者。

(2) 特別活動を5分の4以上出席した者。なお、第3条の規定を準用する。

(3) 学年課程の修了に際しては、他の高等専門学校及び高等専門学校以外の教育施設等で修得した単位並びに他学科で取得した単位のうち及落査定会議又は卒業査定会議で修得と認められた単位を卒業時までには60単位を超えない範囲で本校における授業科目

の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項で学年課程の修了を認められなかった者のうち、退学を届け出た者については、及落査定会議の議を経て校長が学年課程の修了を認めることができる。
- 3 退学を届け出た者の学年課程の修了基準等については、別途定める。

第7章 進 級

第18条 進級は、第1学年から第4学年に在籍する者で第16条第1項の規定により学年課程の修了をした者について、及落査定会議の議を経て校長が次の学年への進級を認める。

第8章 卒 業

第19条 卒業は、第5学年に在籍する者で第16条第1項の規定により当該学科の課程を修了し所定の単位を修得した者について、卒業査定会議の議を経て校長が卒業を認める。

第9章 原級留置

第20条 第16条第1項の規定により学年修了を認められなかった者は、すべて原級に留める。

第21条 原級に留められた者は、原則として入学年度の当該学年の教育課程表に示す学年課程の修了に必要な科目を再履修するものとする。ただし、原級に留められた年度において、80点以上の学年末成績の評価を受けた必修科目及び60点以上の学年末成績の評価を受けた選択科目は修得したものとし、再履修の対象外とする。なお、原級に留められた者が聴講を希望する場合、当該科目担当教員の判断により、聴講させることができるが、成績の評価は行わない。

- 2 休学の場合を除き、第1学年から第3学年までの在籍期間は6年を限度とし、第4学年から第5学年までの在籍期間は4年を限度とする。なお、編入学した者の場合は、編入学した学年より前の学年を原級に留められることなく進級したものとして在籍期間に算入する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年2月2日に制定し、平成18年3月31日までを試行期間とし、平成18年4月1日から施行する。
- 2 試行期間中に改正すべき事由が生じた場合には、施行日までに改正を行う。
- 3 ただし、平成16年度以前の在籍生については、当該在籍生が卒業するまでの間、原級者の再履修に関する教育課程表は、個別に再編成するものとする。
- 4 平成14年4月1日施行「久留米工業高等専門学校学業の単位の認定及び学年進級等

に関する規程」第10条に定める平成16年度以前入学者の仮進級者に関する取扱いについては、同規程の廃止にかかわらず次のとおりとする。

(1) 平成16年度までに仮進級した者に対しては、以下の特例を設ける。

ア 平成16年度末において未修得科目については、すべて再試験とする。

イ 再試験の時期、回数は問わないものとする。

ウ 前項における再試験には、実技、実験、実習、レポート等の再評価を含むものとする。

(2) 平成17年度末において、第2学年から第4学年に在籍し、前学年までにおける必修科目の未修得がある者で、次の各号を全て満足した者については、仮進級を認めることがある。

ア 当該学年における必修科目の未修得単位がない者

イ 特別活動を5分の4以上出席した者。なお、新規程第3条の規定を準用する。

(3) 前学年までにおける未修得科目は、第5学年修了までに修得するものとする。

5 久留米工業高等専門学校学業の単位の認定及び学年進級等に関する規程（平成14年4月1日施行）は、この規程制定の日から廃止する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年12月18日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月15日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年12月23日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和6年4月22日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

2 第14条に係る成績の評価に関しては、令和6年度入学生から適用し、令和5年度以前入学生は、なお従前の例による。